

②後期高齢者人間ドック費用助成を開始します

町では、後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進事業の一環として、疾病の予防、早期発見や早期治療などを目的に、人間ドック費用の一部助成を行います。この制度は、今年度から始まった制度となります。次のとおり、平成27年度人間ドック費用の助成希望者を募集します。

対象者(次の①～⑥にすべて当てはまる人)

- ①人間ドック受診時に後期高齢者医療の被保険者である人
- ②和水町内に住所を有し、後期高齢者医療保険料の滞納がない人
- ③町が実施する集団、個別健診を受診していない、または受診を予定していない人
- ④受診する年度で、和水町国民健康保険人間ドック費用助成を受けていない人
- ⑤生活習慣病などで通院治療中でない人
【生活習慣病・糖尿病・高血圧症・高脂血症・肥満症・心臓病・脳血管疾患など】
- ⑥検査に支障のない人

募集人員 **30人**

検査機関(次の6つの機関からお選び下さい)

- ・和水町立病院健康管理センター
- ・玉名地域保健医療センター
- ・山鹿市民医療センター
- ・山鹿中央病院
- ・済生会熊本病院予防医療センター
- ・日赤熊本健康管理センター

助成金額 **30,000円** (検査費用の半以内で30,000円を限度。)

受診期間 6月1日(月)～12月31日(木)

※検査機関により異なります。

申し込み先 本庁税務住民課または総合支所住民課

持ってくる物 ①被保険者証(保険証)、②印鑑

申込期限 4月30日(木)

詳しくはお問い合わせください。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

後期高齢者医療被保険者の人へ

①後期高齢者医療制度保険料率のお知らせ

平成26・27年度の保険料率

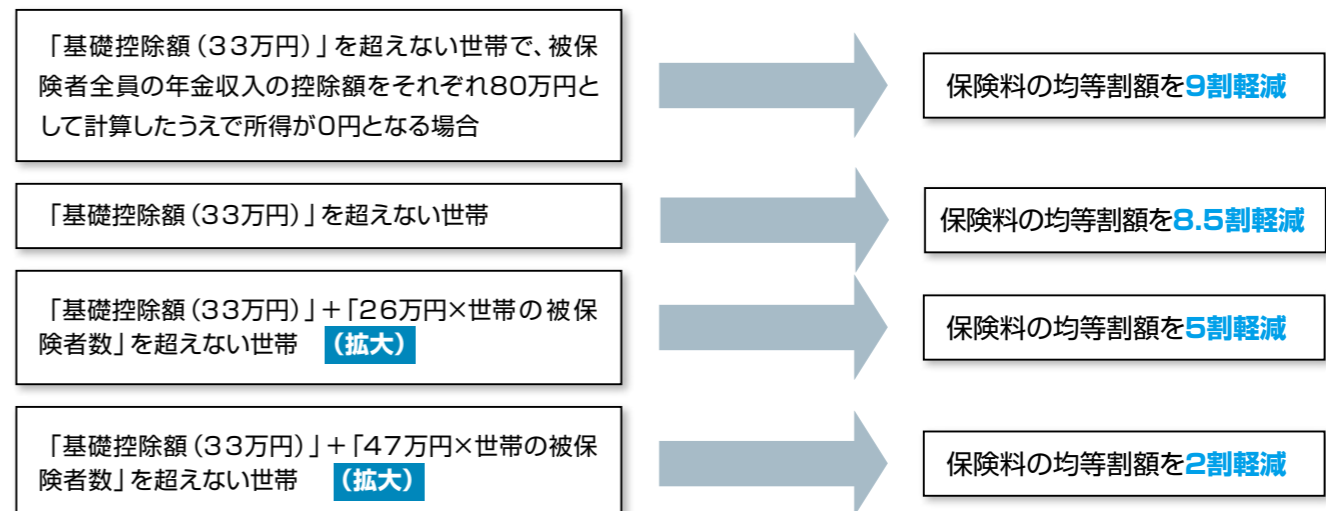
後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されており、県内で均一となります。

保険料額 (年額) ※年額57万円が上限	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 47,900円	+	所得割額 <small>〔総所得金額など-33万円(基礎控除)〕 × 所得割率</small> 9.26%
-----------------------------------	---	--	---	---

平成27年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い人の軽減

保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計額が



※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減

被保険者の総所得金額などが



被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険(協会けんぽ、共済組合など)加入者に扶養されていた人は保険料が軽減されます。

特別措置として、平成27年度も保険料の**均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)**。

対象者…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人